

# 既存不適格建築物に対する増築又は改築における建築確認申請の取扱いについて

富山県土木部建築住宅課  
令和元年7月1日制定  
令和5年10月18日改定

## 1 目的

本取扱いは、富山県（富山市、高岡市を除く。）において、建築基準法第86条の7の規定を適用し、既存不適格建築物に対する増築又は改築（以下「増改築」という。）を行う場合の建築確認申請について、建築基準法施行規則第1条の3第1項表2の(63)項に規定する「既存不適格調書」において、明示すべき「既存建築物の基準時及びその状況に関する事項」を示すための図書及び書類（以下「図書等」という。）、並びに建築基準法施行令第137条の2の規定に適合することの確認に必要な図書等を定めることにより、既存不適格建築物の増改築に係る建築確認申請の円滑な申請及び審査を図ることを目的とする。

## 2 既存不適格調書について

### (1) 提出書類等

既存不適格建築物に対する増改築について、法第86条の7の適用を受ける場合、建築確認申請の添付図書である「既存不適格調書」は、以下の図書等とする。

#### ①既存建築物等調書（現況の調査書）

富山県建築基準法施行規則第5条第1項第六号に規定する様式第4号による「既存建築物等調書」に必要な事項と以下に挙げる事項を記載すること。

- ・当該調書を作成した者の記名、建築士の資格及び建築士事務所名
- ・基準時が複数存在する場合は（別紙）を添付すること。
- ・当該申請に係る増改築以前に行われた増築、改築、修繕、模様替、用途変更又は除却に係る工事の履歴（別紙1）
- ・既存不適格となっている規定、概要及びその根拠（別紙2）

#### ②既存建築物の配置図及び平面図（別紙1の添付図書）

工事履歴がある場合は、既存建築物の配置図及び平面図に、建築物の各部分について、過去の工事着手時期を明示すること。

#### ③新築又は増改築の時期を示す書類（別紙1の添付図書）

新築及び当該申請以前の過去の増改築の検査済証又は確認台帳（建築物）記載証明書（完了検査を受けたことを証明した書類）の写しを提出すること。

なお、上記書類がない場合、確認済証又は確認台帳（建築物）記載証明書（建築確認を受けたことを証明する書類）の写しに加え、工事の実施が特定できる書類（登記事項証明書等）の写しを提出すること。

※確認台帳（建築物）記載証明書の発行については、当該申請地を所管する各土木センター建築課まで問い合わせること。

### 3 既存不適格調書以外に必要な書類等について

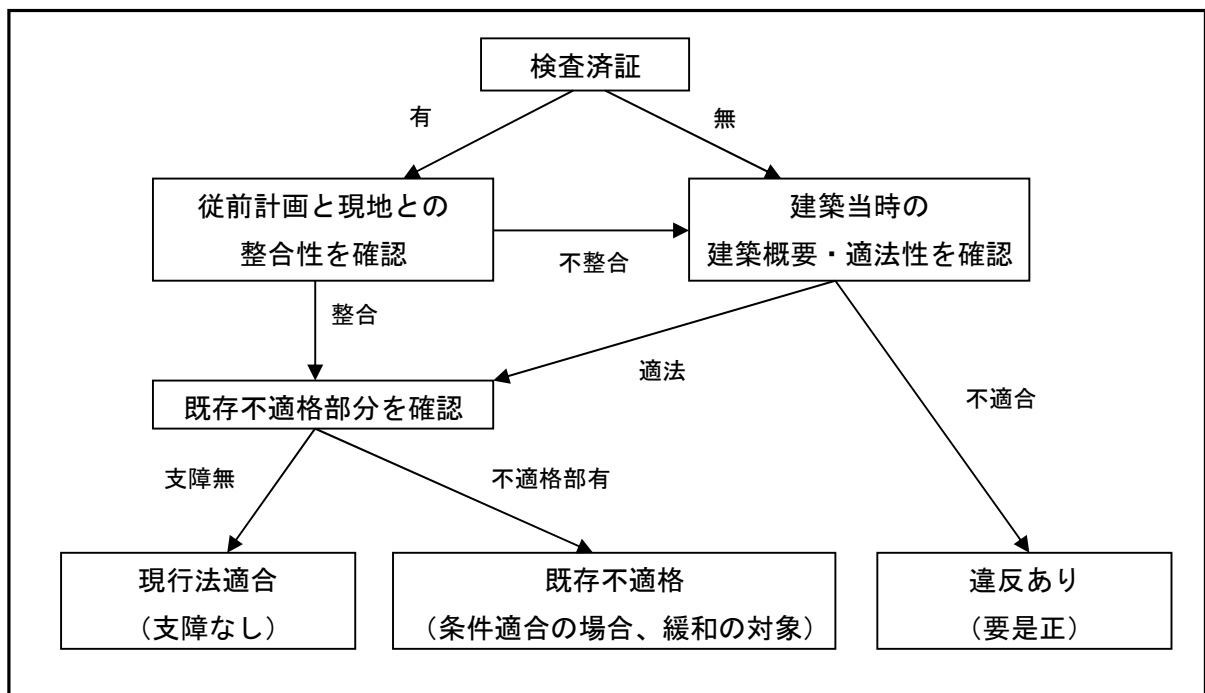
建築基準法施行令第 137 条の 2 から第 137 条の 16 までの緩和規定の適用を受ける場合は、該当する規定の内容に適合することの確認に必要な図書を提出すること。

#### 【参考】

木造建築物（法第 20 条第 1 項第四号に掲げるものに限る。）で、既存部分と増改築に係る部分（用語の解説※ 1）が構造上分離し、令第 137 条の 2 第二号イの規定の適用を受ける場合に必要な図書

- ①増改築に係る部分の令第 3 章（第 8 節を除く。）の規定等への適合を確認できる図書等
- ②既存部分の耐久性等関係規定への適合を確認できる図書等
- ③既存部分の耐震診断書（構造耐力上主要な部分が新耐震基準に適合するものであることを確認することにより耐震診断を行う場合には、写真等により、構造耐力上主要な部分の損傷、腐食その他の劣化の状況を確認すること。）
- ④既存部分が地震時を除き、令第 46 条第 4 項に適合することを確認できる図書等

#### 既存建築物に関する適法性の調査

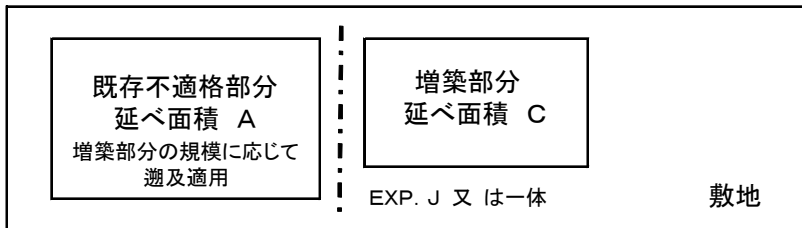


4 増築を行う場合の構造耐力関係規定の遡及適用の取扱い

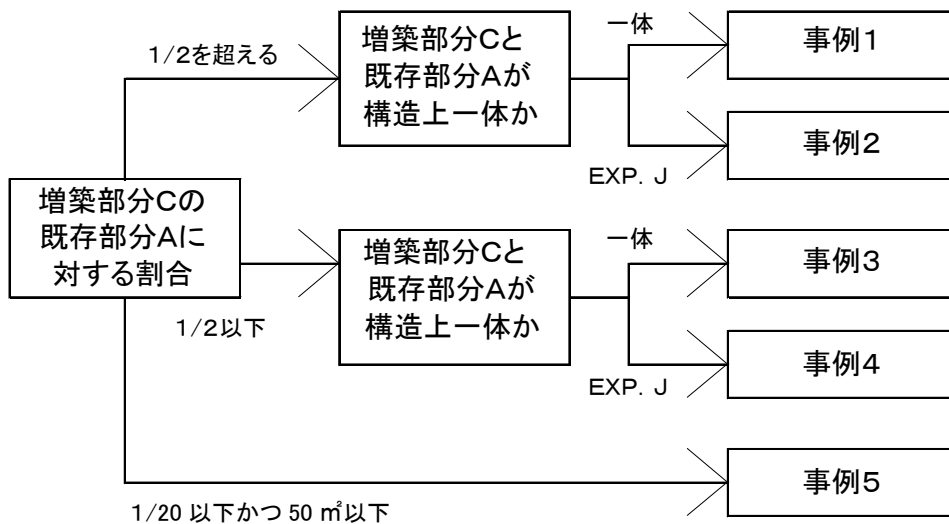
ポイント

- (1) 既存不適格部分の面積に対する増築部分の割合に応じて遡及適用の基準が異なる。
- (2) 既存不適格である2以上の独立部分がある場合、増築をする独立部分以外の独立部分には遡及適用なし。
- (3) 増築部分については原則、現行規定が適用される。

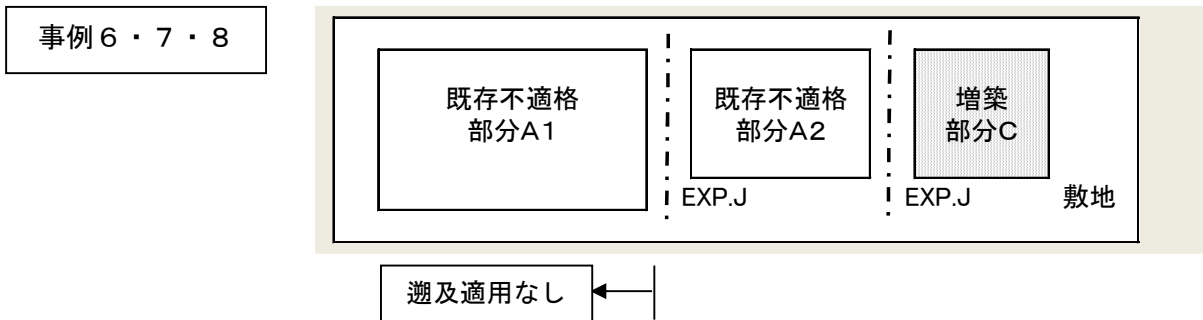
(1) 既存不適格部分の面積（基準時（用語の解説※2）における延べ面積）に対する増築部分の割合に応じて遡及適用の基準が異なる。（法第86条の7第1項、令第137条の2）



○増築の基本パターン

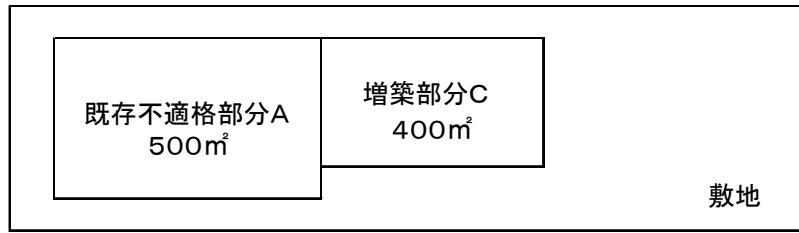


(2) 既存不適格である2以上の独立部分（用語の解説※3）がある場合、増築をする独立部分以外の独立部分には遡及適用なし。（法第86条の7第2項）



(3) 増築部分については原則、現行規定が適用される。( (1)において増築部分を令第9条の2に定める特定増改築構造計算基準によって構造計算を行う場合は、構造計算適合性判定が必要となる。)

【事例1】 1/2を超える一体増築（令第137条の2第一号イ）



①既存不適格部分（A）

- 1) 耐久性等関係規定に適合。（令第36条）
- 2) 地震時：現行規定による構造計算（令第3章8節）によって、建築物全体の安全性を確認。  
（令第137条の2第一号イ(1)）
- 3) 地震時以外（長期、雪、風）：2)と同様。
- 4) 建築設備について、安全な構造であることを確認。（平17国交告示第566号第1第一号）
- 5) 屋根ふき材、外装材等について、安全な構造であることを確認。（昭46建設告示第109号等）

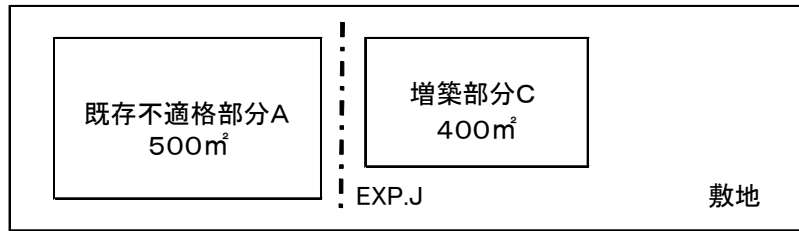
②増築部分（C）

現行規定を適用。（令第137条の2第一号イ(1)(2)）

ポイント

木造、非木造に関わらず、建築物全体（A、C）の構造計算を行わなければならない。（壁量計算は構造計算ではない。）

【事例2】 1/2を超えるEXP. J増築（令第137条の2第一号ロ）



①既存不適格部分（A）

- 1) 耐久性等関係規定に適合。（令第36条）
- 2) 地震時： 現行規定による構造計算（第3章第8節）又は、耐震改修促進法の基準（用語の解説※4）（S56.6以降の新耐震基準含む。）によって、安全性を確認。（平17国交告示第566号第2第一号イ、ロ、ハ）
- 3) 地震時以外（長期、雪、風）： 令第82条第一号から第三号による構造計算によって安全性を確認。（平17国交告示第566号第2第一号イ、ロ、ハ）
- 4) 建築設備について、安全な構造であることを確認。（平17国交告示第566号第1第一号）
- 5) 屋根ふき材、外装材等について、安全な構造であることを確認。（昭46建設告示第109号等）

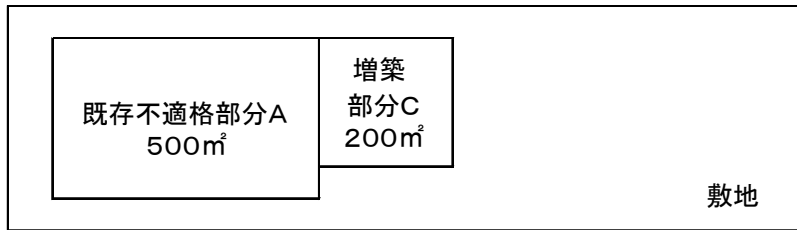
②増築部分（C）

現行規定を適用。（令第137条の2第一号ロ(2)）

ポイント

- (1) 木造、非木造に関わらず、既存不適格部分がS56.6以降に工事着手されていても、地震時以外（長期、雪、風）の構造計算を行わなければならない。（壁量計算は構造計算ではない。）
- (2) 既存不適格部分（A）の屋根ふき材、外装材等の安全性を確認しなければならない。

【事例3】 1 / 2 以下の一体増築（令第137条の2第二号）



① 既存不適格部分（A）

次の(1)又は(2)のいずれかに該当。（ただし、(2)については増築後の建築物が法第20条第1項第四号に掲げる建築物に限る。）

(1) 次のいずれにも該当。（令第137条の2第二号イ）

1) 耐久性等関係規定に適合。（令第36条）

2) 地震時： 現行規定による構造計算（令第3章第8節）によって、建築物全体の安全性を確認。（令第137条の2第二号イ）

ただし、増築後の建築物が法第20条第1項第四号の木造建築物については、令第42条（土台及び基礎）、第43条（柱の小径）並びに第46条（構造耐力上必要な軸組等）第1項から第3項まで及び第4項（表3に係る部分を除く。）の規定に適合させればよい。（平17国交告示第566号第3第一号ロ(2)）

3) 地震時以外（長期、雪、風）： 2)と同様。

ただし、増築後の建築物が法第20条第1項第四号の木造建築物については、令第46条第4項（表2に係る部分を除く。）の規定に適合させればよい。（平17国交告示第566号第3第一号ハ(2)）

4) 建築設備について、安全な構造であることを確認。（平17国交告示第566号第1第一号）

5) 屋根ふき材、外装材等について、安全な構造であることを確認。（昭46建設告示第109号等）

(2) 次のいずれにも該当。（令第137条の2第二号ロ）

1) 仕様規定（令第3章第1節から第7節の2まで）に適合。ただし、令第36条及び第38条第2項から第4項を除く。

2) 基礎の補強については平17国交告示第566号第4に適合。

② 増築部分（C）

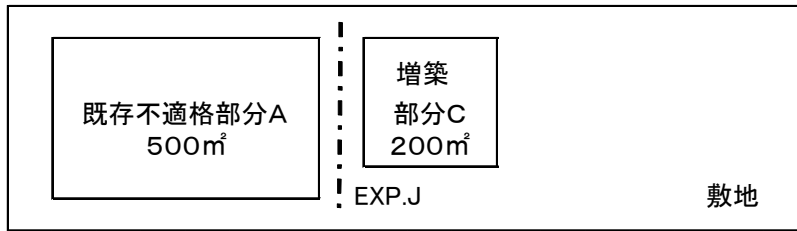
現行規定を適用。（令第137条の2第二号イ又はロ）

ポイント

(1) 増築後の建築物が法第20条第1項第四号の木造建築物となる場合は、構造計算を行う必要はなく、壁量計算等で安全を確認すればよい。また、既存不適格部分（A）の屋根ふき材、外装等の安全性を確認しなければならない。（基礎の補強は不要。）

(2) 増築後の建築物が法第20条第1項第四号の非木造建築物となる場合で、基礎以外の仕様規定に適合している場合は、基礎の補強を行えばよい。

【事例4】 1/2以下のEXP. J増築（令第137条の2第二号）



①既存不適格部分（A）

次の(1)又は(2)のいずれかに該当。

（ただし、(2)については法第20条第1項第四号に掲げる建築物に限る。）

(1) 次のいずれにも該当。（令第137条の2第二号イ）

- 1) 耐久性等関係規定に適合。（令第36条）
- 2) 地震に対して、現行規定による構造計算又は、耐震改修促進法の基準（用語の解説※4）（S56.6以降の新耐震基準含む。）によって安全性を確認。（平17国交告示第566号第3第一号ロ、ニ、ホ）

ただし、増築後の建築物が法第20条第1項第四号の木造建築物の場合は、令第42条（土台及び基礎）、第43条（柱の小径）並びに第46条（構造耐力上必要な軸組等）第1項から第3項まで及び第4項（表3に係る部分を除く。）の規定に適合させればよい。（平17国交告示第566号第3第一号ロ(2)）

3) 地震時を除き、現行規定による構造計算によって安全性を確認。

ただし、増築後の建築物が法第20条第1項第四号の木造建築物の場合は、令第46条第4項（表2に係る部分を除く。）の規定に適合させればよい。（平17国交告示第566号第3第一号ハ(2)）

4) 建築設備について、安全な構造であることを確認。（平17国交告示第566号第1第一号）

5) 屋根ふき材、外装材等について、安全な構造であることを確認。（昭46建設告示第109号等）

(2) 次のいずれにも該当。（令第137条の2第二号ロ）

1) 仕様規定（令第3章第1節から第7節の2まで）に適合。

ただし、令第36条及び第38条第2項から第4項を除く。

2) 基礎の補強については平17国交告示第566号第4に適合。

②増築部分（C）

現行規定を適用。（令第137条の2第二号イ又はロ）



【事例5】 1/20以下かつ50㎡以下の増築（令第137条の2第三号）



① 既存不適格部分（A）

構造耐力上の危険性が增大しない場合、現行規定の遡及適用なし。（令第137条の2第三号イ(2)）

② 増築部分（C）

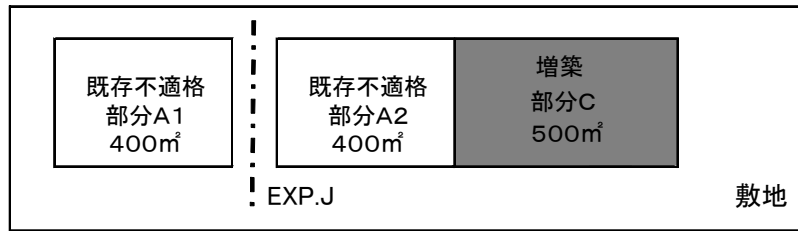
現行規定を適用。（令第137条の2第三号イ(1)）

※一体増築もEXP.J増築も同様の扱い

【事例6】独立部分が2つある場合の増築（既存不適格の部分に一体増築）

※面積判定は「既存不適格A1+A2」と「増築C」を比較する

【6-1】  $1/2$  を超える ( $C > (A1+A2)/2$ ) 一体増築（令第137条の2第一号イ）



①既存不適格部分（A1）

現行規定の遡及適用なし。（法第86条の7第2項）

②既存不適格部分（A2）

- 1) 耐久性等関係規定に適合。（令第36条）
- 2) 地震時：現行規定による構造計算（令第3章8節）によって、建築物全体の安全性を確認。（令第137条の2第一号イ(1)）
- 3) 地震時以外（長期、雪、風）：2)と同様。
- 4) 建築設備について、安全な構造であることを確認。（平17国交告示第566号第1第一号）
- 5) 屋根ふき材、外装材等について、安全な構造であることを確認。（昭46建設告示第109号等）

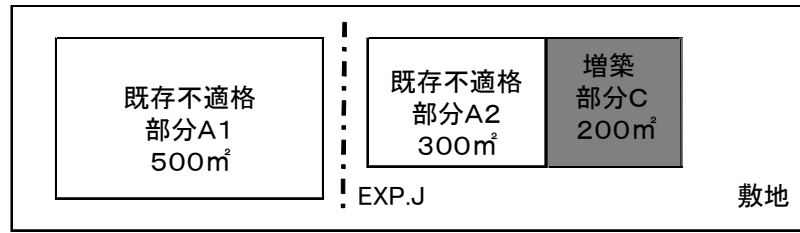
③増築部分（C）

現行規定を適用。（令第137条の2第一号イ(1)(2)）

ポイント

- (1) 既存不適格である2以上の独立部分がある場合、増築をする独立部分以外の独立部分には遡及適用なし。
- (2) 面積判定は、既存不適格の全ての面積と増築の面積を比較する。

【6-2】  $1/2$  以下 ( $G \leq (A1+A2)/2$ ) の一体増築 (令第137条の2第二号)



① 既存不適格部分 (A1)

現行規定の遡及適用なし。(法第86条の7第2項)

② 既存不適格部分 (A2)

次の(1)又は(2)のいずれかに該当。(ただし、(2)については増築後の建築物が法第20条第1項第四号に掲げる建築物に限る。)

(1) 次のいずれにも該当。(令第137条の2第二号イ)

1) 耐久性等関係規定に適合。(令第36条)

2) 地震時：現行規定による構造計算(令第3章第8節)によって、建築物全体の安全性を確認。(令第137条の2第二号イ)

ただし、増築後の建築物が法第20条第1項第四号の木造建築物については、令第42条(土台及び基礎)、第43条(柱の小径)並びに第46条(構造耐力上必要な軸組等)第1項から第3項まで及び第4項(表3に係る部分を除く。)の規定に適合させればよい。(平17国交告示第566号第3第一号ロ(2))

3) 地震時以外(長期、雪、風)：2)と同様。

ただし、増築後の建築物が法第20条第1項第四号の木造建築物については、令第46条第4項(表2に係る部分を除く。)の規定に適合させればよい。(平17国交告示第566号第3第一号ハ(2))

4) 建築設備について、安全な構造であることを確認。(平17国交告示第566号第1第一号)

5) 屋根ふき材、外装材等について、安全な構造であることを確認。(昭46建設告示第109号等)

(2) 次のいずれにも該当。(令第137条の2第二号ロ)

1) 仕様規定(令第3章第1節から第7節の2まで)に適合。ただし、令第36条及び第38条第2項から第4項を除く。

2) 基礎の補強については平17国交告示第566号第4に適合。

③ 増築部分 (C)

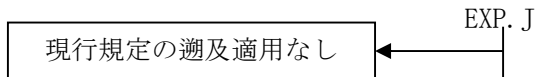
現行規定を適用。(令第137条の2第二号イ又はロ)

ポイント

- (1) 1の建築物が構造上独立している2以上の既存不適格となっている場合は、増築をする独立部分以外の独立部分には遡及適用なし。(A1の改修は不要である。)
- (2) A1+A2+Cが法第20条第1項第四号の木造建築物である場合は、構造計算を行う必要はなく、壁量計算等で安全を確認すればよい。

<独立部分、増築に係る部分等の考え方(例)>

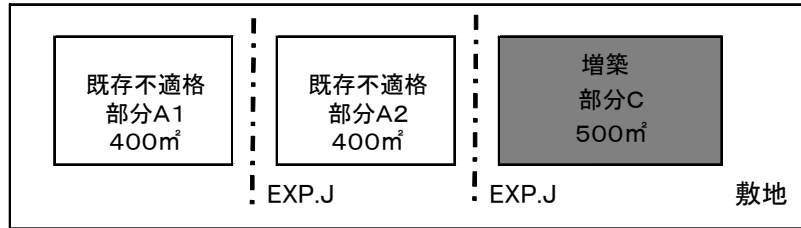
	既存不適格 A1	既存不適格 A2	増築 C
法第86条の7	増築する独立部分 以外の独立部分	増築をする部分	増築部分
令第137条の2	増築に係る部分以外の部分		増築に係る部分



【事例7】独立部分が2つある場合の増築（既存不適格の部分にEXP. J増築）

※面積判定は「既存不適格A1+A2」と「増築C」を比較する

【7-1】 $1/2$ を超える ( $C > (A1+A2)/2$ ) EXP. J増築（令第137条の2第一号ロ）



①既存不適格部分（A1）

現行規定の遡及適用なし。（法第86条の7第2項）

②既存不適格部分（A2）

- 1) 耐久性等関係規定に適合。（令第36条）
- 2) 地震時：現行規定による構造計算（第3章第8節）又は、耐震改修促進法の基準（用語の解説※4）（S56.6以降の新耐震基準含む。）によって、安全性を確認。（平17国交告示第566号第2第一号イ、ロ、ハ）
- 3) 地震時以外（長期、雪、風）：令第82条第一号から第三号による構造計算によって安全性を確認。（平17国交告示第566号第2第一号イ、ロ、ハ）
- 4) 建築設備について、安全な構造であることを確認。（平17国交告示第566号第1第一号）
- 5) 屋根ふき材、外装材等について、安全な構造であることを確認。（昭46建設告示第109号等）

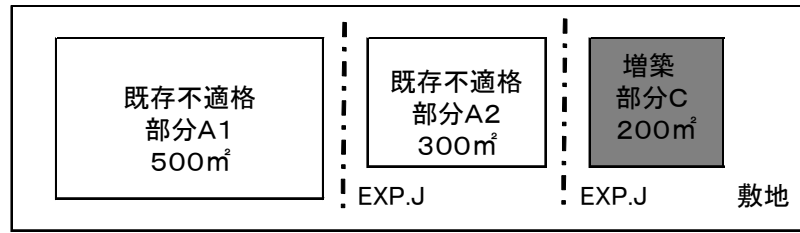
③増築部分（C）

現行規定を適用。（令第137条の2第一号ロ(2)）

ポイント

- (1) 既存不適格である2以上の独立部分がある場合、増築をする独立部分以外の独立部分には遡及適用なし。
- (2) 面積判定は、既存不適格の全ての面積と増築の面積を比較する。

【7-2】  $1/2$  以下 ( $G \leq (A1+A2)/2$ ) の EXP. J 増築 (令第137条の2第二号)



①既存不適格部分 (A 1)

現行規定の遡及適用なし。(法第86条の7第2項)

②既存不適格部分 (A 2)

次の(1)又は(2)のいずれかに該当。ただし、(2)についてはA 2が法第20条第1項第四号に掲げる建築物の場合に限る。

(1) 次のいずれにも該当。(令第137条の2第二号イ)

- 1) 耐久性等関係規定に適合。(令第36条)
- 2) 地震に対して、現行規定による構造計算又は、耐震改修促進法の基準(用語の解説※4)(S56.6以降の新耐震基準含む。)によって安全性を確認。(平17国交告示第566号第3第一号ロ、ニ、ホ)

ただし、増築後の建築物が法第20条第1項第四号の木造建築物の場合は、令第42条(土台及び基礎)、第43条(柱の小径)並びに第46条(構造耐力上必要な軸組等)第1項から第3項まで及び第4項(表3に係る部分を除く。)の規定に適合させればよい。(平17国交告示第566号第3第一号ロ(2))

3) 地震時を除き、現行規定による構造計算によって安全性を確認。

ただし、増築後の建築物が第20条第1項第四号の木造建築物の場合は、令第46条第4項(表2に係る部分を除く。)の規定に適合させればよい。(平17国交告示第566号第3第一号ハ(2))

4) 建築設備について、安全な構造であることを確認。(平17国交告示第566号第1第一号)

5) 屋根ふき材、外装材等について、安全な構造であることを確認。(昭46建設告示第109号等)

(2) 次のいずれにも該当。(令第137条の2第二号ロ)

1) 仕様規定(令第3章第1節から第7節の2まで)に適合。

ただし、令第36条及び第38条第2項から第4項を除く。

2) 基礎の補強については平17国交告示第566号第4に適合。

③増築部分 (C)

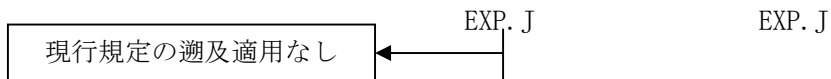
現行規定を適用。(令第137条の2第二号イ又はロ)

ポイント

- (1) 1の建築物が構造上独立している2以上の既存不適格となっている場合は、増築をする独立部分以外の独立部分には遡及適用なし。(A1の改修は不要である。)
- (2) A1+A2+Cが法第20条第1項第四号の木造建築物である場合は、構造計算を行う必要はなく、壁量計算等で安全を確認すればよい。

<独立部分、増築に係る部分等の考え方(例)>

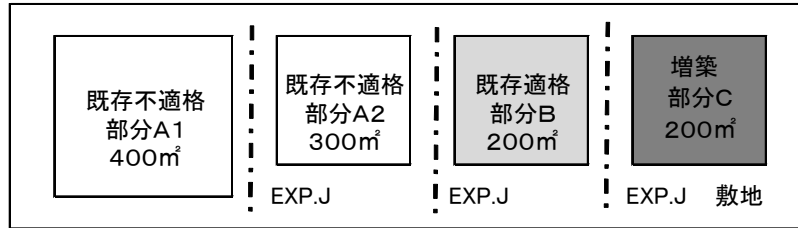
	既存不適格 A 1	既存不適格 A 2	増築 C
法第 86 条の 7	増築する独立部分 以外の独立部分	増築をする部分	増築部分
令第 137 条の 2	増築に係る部分以外の部分		増築に係る部分



【事例8】独立部分が3つある場合の増築（各部分にEXP. J増築）

※面積判定は「既存不適格A1+A2」と「適格B+増築C」を比較する

【8-1】1/2を超える（ $B+C > (A1+A2)/2$ ）EXP. J増築（令第137条の2第一号）



①既存不適格部分（A1）

現行規定の遡及適用なし。（法第86条の7第2項）

②既存不適格部分（A2）

既存不適格部分（令第137条の2第一号ロ(3)）

次のいずれにも該当。（令第137条の2第二号イ）

1) 耐久性等関係規定に適合。（令第36条）

2) 地震に対して、現行規定による構造計算（第3章第8節）又は、耐震改修促進法の基準（用語の解説※4）（S56.6以降の新耐震基準含む。）によって安全性を確認。（平17国交告示第566号第2第一号イ）

3) 地震時を除き、令第82条第一号から第三号による構造計算によって安全性を確認。（平17国交告示第566号第2第一号ロ）

4) 建築設備について、安全な構造であることを確認。（平17国交告示第566号第1第一号）

5) 屋根ふき材、外装材等について、安全な構造であることを確認。（昭46建設告示第109号等）

③既存適格部分B

現行規定に適合。（令第137条の2第一号ロ(2)）

④増築部分C

現行規定を適用。（令第137条の2第一号ロ(2)）

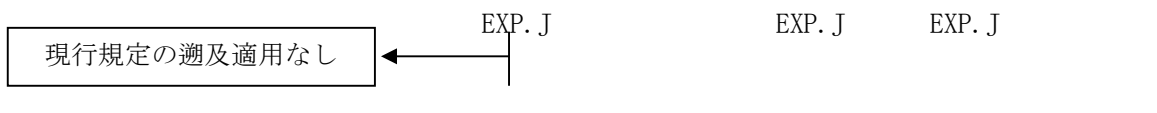


ポイント

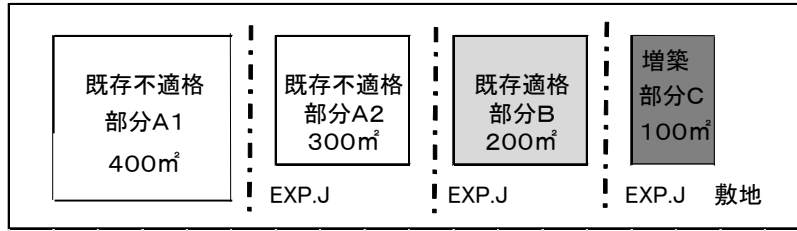
- (1) 既存不適格部分の屋根ふき材、外装材等の安全性を確認しなければならない。  
 (2) 面積判定は、既存不適格の全ての面積と基準時（用語の解説※2）以降に増築された全ての面積を比較する。

<独立部分、増築に係る部分等の考え方（例）>

	既存不適格 A 1	既存不適格 A 2	既存適格 B	増築 C
法第 86 条の 7	増築する独立部分 以外の独立部分	増築をする部分	増築部分	
令第 137 条の 2	増築に係る部分以外の部分		増築に係る部分	



【8-2】  $1/2$  以下 ( $B+C \leq (A1+A2)/2$ ) EXP. J 増築 (令第137条の2第二号)



①既存不適格部分 (A 1)

現行規定の遡及適用なし。(法第86条の7第2項)

②既存不適格部分 (A 2)

次の(1)又は(2)のいずれかに該当。

(ただし、(2)については法第20条第1項第四号に掲げる建築物に限る。)

(1) 次のいずれにも該当。(令第137条の2第二号イ)

1) 耐久性等関係規定に適合。(令第36条)

2) 地震に対して、現行規定による構造計算(第3章第8節)又は、耐震改修促進法の基準(用語の解説※4)(S56.6以降の新耐震基準含む。)によって安全性を確認。(平17国交告示第566号第3第一号ロ、ハ、ニ)

ただし、増築後の建築物が法第20条第1項第四号の木造建築物の場合は、令第42条(土台及び基礎)、第43条(柱の小径)並びに第46条(構造耐力上必要な軸組等)第1項から第3項まで及び第4項(表3に係る部分を除く。)の規定に適合させればよい。(平17国交告示第566号第3第一号ロ(2))

3) 地震時を除き、現行規定による構造計算によって安全性を確認。

ただし、増築後の建築物が法第20条第1項第四号の木造建築物については、令第46条第4項(表2に係る部分を除く。)の規定に適合させればよい。(平17国交告示第566号第3第一号ハ(2))

4) 建築設備について、安全な構造であることを確認。(平17国交告示第566号第1第一号)

5) 屋根ふき材、外装材等について、安全な構造であることを確認。(昭46建設告示第109号等)

(2) 次のいずれにも該当。(令第137条の2第二号ロ)

1) 仕様規定(令第3章第1節から第7節の2まで)に適合。

ただし、令第36条及び第38条第2項から第4項を除く。

2) 基礎の補強については平17国交告示第566号第4に適合。

③既存適格部分 (B)

現行規定に適合。(令第137条の2第二号イ又はロ)

④増築部分 (C)

現行規定を適用。(令第137条の2第二号イ又はロ)

ポイント

- (1) 1 の建築物が構造上独立している 2 以上の既存不適格となっている場合は、増築をする独立部分以外の独立部分には遡及適用なし。（A 1 の改修は不要である。）
- (2) 既存不適格部分（A 2）の屋根ふき材、外装材等の安全性を確認しなければならない。
- (3) 面積判定は、既存不適格の全ての面積と基準時（用語の解説※ 2）以降に増築された全ての面積を比較する。

<独立部分、増築に係る部分等の考え方（例）>

	既存不適格 A 1	既存不適格 A 2	既存適格 B	増築 C
法第 86 条の 7	増築する独立部分 以外の独立部分	増築をする部分	増築部分	
令第 137 条の 2	増築に係る部分以外の部分		増築に係る部分	
		EXP. J	EXP. J	EXP. J
	現行規定の遡及適用なし	←		

## 用語の解説

### ※1 増改築に係る部分

増築又は改築しようとする建築物が初めて既存不適格になった時より後に建築された部分すべて（令第137条の2）

### ※2 基準時

法第3条第2項の規定により法第20条の規定について既存不適格となった時（令第137条）

### ※3 独立部分

法第20条第1項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分のことであり、建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分  
法第86条の7第2項、令第137条の14第一号)

### ※4 耐震改修促進法の基準

平成18年国土交通省告示第184号（別添）第1による耐震診断の指針および国土交通大臣が指針と同等以上の効力を有すると認める方法（平成31年1月1日付国住指第3107号によるもの）

## ○国土交通大臣が指針と同等以上の効力を有すると認める方法耐震診断の方法（抜粋）

	対応する指針の規定	対応する指針の規定
(1)	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定）	指針第1 第二号
(2)	（一財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）	指針第1 第一号
(3)	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」	指針第1 第二号
(4)	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法（想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認できる場合に限る。）	指針第1 第二号
(5)	（一財）日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」	指針第1 第二号
(15)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認する方法（当該規定に適合していることを確認できる場合に限る。）	指針第1 第一号 及び第二号

## 参 考 样 式 等

既存建築物等調書

1 建築主住所及び氏名							
2 敷地の 位置	ア地名・地番						
	イ用途地域			ウ制限建ぺい率	%		
	エ防火地域			オ制限容積率	%		
	カその他の地区						
3 工事種別		増築・改築・移転					
4 建築物の用途							
		基準時 (年月日)	ア現在 (年月日)	イ申請部分 減 増		合計 (ア+イ)	※ 増加率
5 敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%
6 建築面積							
7 床 面 積	不適合部分の 床面積						
	その他の部分の 床面積						
	計						
8 制限の緩和を受けようとする事項							
9 棟 別 概 要	棟別用途	構造	基準時の 床面積	ア現在の 床面積	イ申請部分の床面積 減 増		計 (ア+イ)
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	合計						
10 参 考 事 項							

- (注意) 1 1欄は、法人にあってはその主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。  
 2 工作物にあっては、「建築」を「築造」と読み替えて記入してください。  
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。  
 \* 既存不適合に関する詳細については、別紙に記載してください。

(別紙)

別紙2 (番号) 関係	基準時 (㎡) ( 年 月 日)	ア 現在 (㎡) ( 年 月 日)	イ 申請部分 (㎡)		合計 (㎡) (ア+イ)	※増加率 (%)
			減	増		
5 敷地面積						
6 建築面積						
7 床面積	不適格部分の床面積					
	その他の部分の床面積					
	計					

別紙2 (番号) 関係	基準時 (㎡) ( 年 月 日)	ア 現在 (㎡) ( 年 月 日)	イ 申請部分 (㎡)		合計 (㎡) (ア+イ)	※増加率 (%)
			減	増		
5 敷地面積						
6 建築面積						
7 床面積	不適格部分の床面積					
	その他の部分の床面積					
	計					

別紙2 (番号) 関係	基準時 (㎡) ( 年 月 日)	ア 現在 (㎡) ( 年 月 日)	イ 申請部分 (㎡)		合計 (㎡) (ア+イ)	※増加率 (%)
			減	増		
5 敷地面積						
6 建築面積						
7 床面積	不適格部分の床面積					
	その他の部分の床面積					
	計					

別紙2 (番号) 関係	基準時 (㎡) ( 年 月 日)	ア 現在 (㎡) ( 年 月 日)	イ 申請部分 (㎡)		合計 (㎡) (ア+イ)	※増加率 (%)
			減	増		
5 敷地面積						
6 建築面積						
7 床面積	不適格部分の床面積					
	その他の部分の床面積					
	計					

(別紙1) 過去の工事等の履歴

1	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 除却
	確認済証	<input type="checkbox"/> 富山県建築主事 <input type="checkbox"/> (財)富山県建築住宅センター <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年 月 日 号
	検査済証	<input type="checkbox"/> 富山県建築主事 <input type="checkbox"/> (財)富山県建築住宅センター <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年 月 日 号
	着工時期	年 月
	添付書類	<input type="checkbox"/> 検査済証 (ない場合は <input type="checkbox"/> 確認済証 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本 <input type="checkbox"/> その他 ( ))
2	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 除却
	確認済証	<input type="checkbox"/> 富山県建築主事 <input type="checkbox"/> (財)富山県建築住宅センター <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年 月 日 号
	検査済証	<input type="checkbox"/> 富山県建築主事 <input type="checkbox"/> (財)富山県建築住宅センター <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年 月 日 号
	着工時期	年 月
	添付書類	<input type="checkbox"/> 検査済証 (ない場合は <input type="checkbox"/> 確認済証 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本 <input type="checkbox"/> その他 ( ))
3	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 除却
	確認済証	<input type="checkbox"/> 富山県建築主事 <input type="checkbox"/> (財)富山県建築住宅センター <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年 月 日 号
	検査済証	<input type="checkbox"/> 富山県建築主事 <input type="checkbox"/> (財)富山県建築住宅センター <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年 月 日 号
	着工時期	年 月
	添付書類	<input type="checkbox"/> 検査済証 (ない場合は <input type="checkbox"/> 確認済証 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本 <input type="checkbox"/> その他 ( ))
(添付図書)		
<p>・既存建築物の図面（建築物の各部分について、過去の工事時期を明示してください。）</p> <input type="checkbox"/> 配置図（必須） <input type="checkbox"/> 平面図（必須） <input type="checkbox"/> 立面図（必要に応じて）		
<p>* これらの図書以外にも、基準時以前の技術的基準への適合を確かめるために必要な書類を 求めることがあります。</p>		
(備考)		



(別紙2) 既存不適格の内容 (番号 )

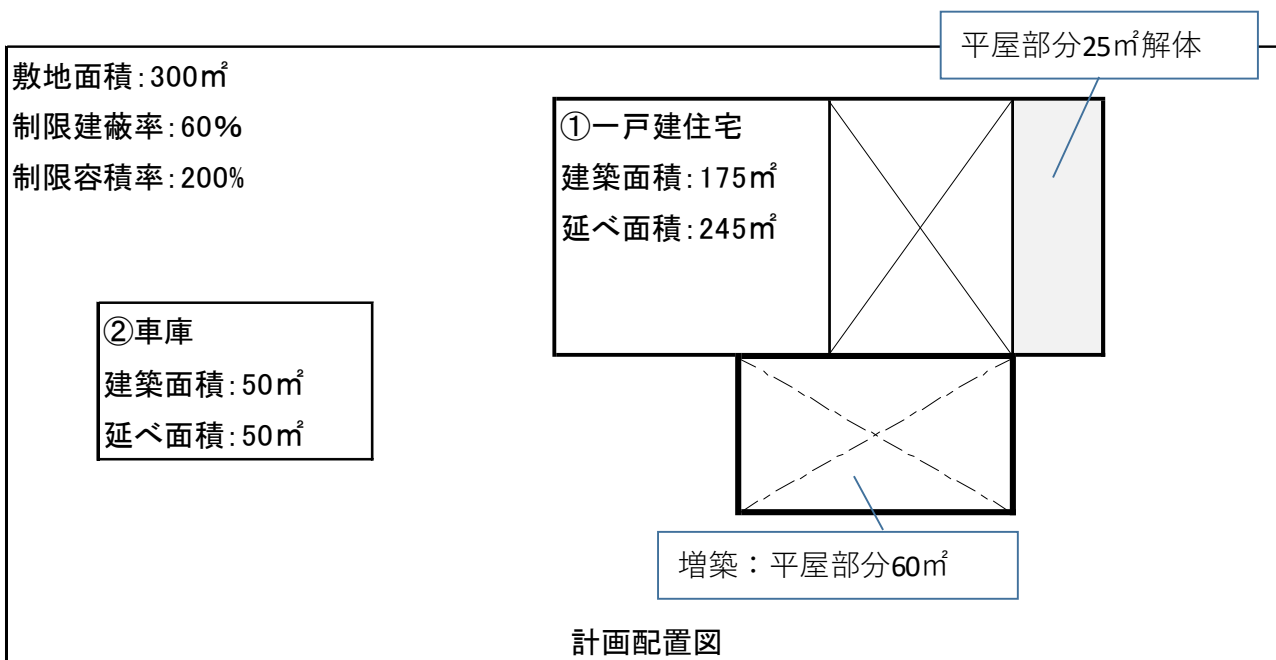
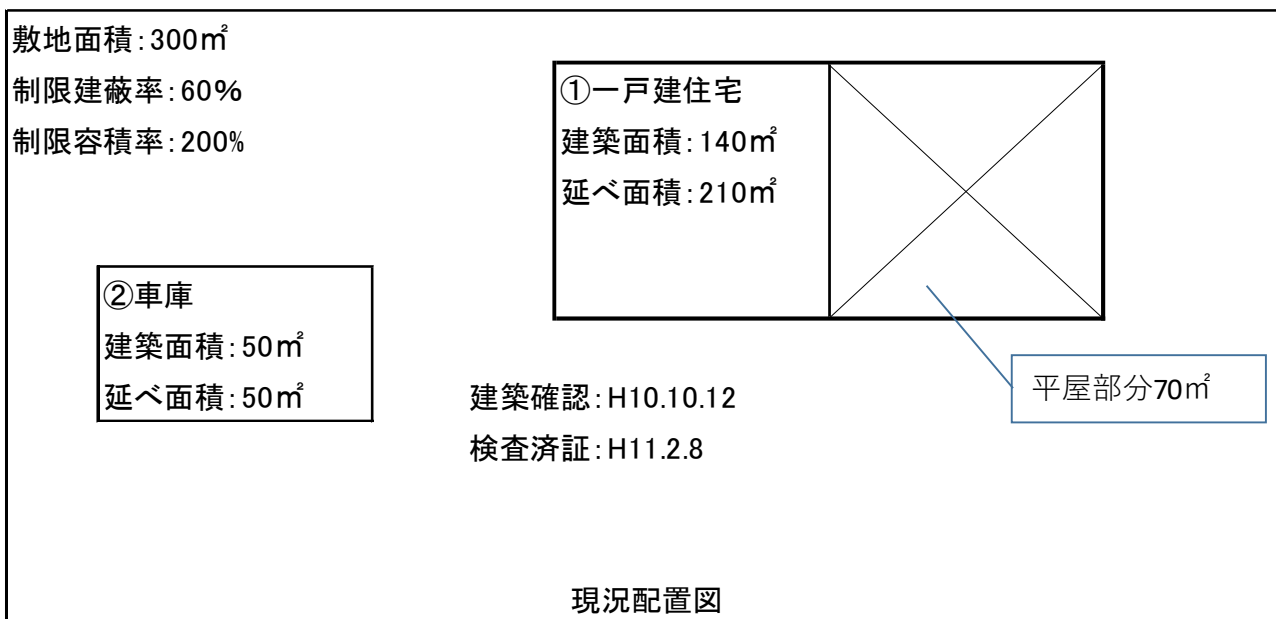
基準時	年 月 日	
基準時における建築物の概要	主要用途	
	延べ面積	
	階数	地上 階、地下 階
	構造	
	耐火建築物等	耐火建築物・準耐火建築物 ( )・その他
	用途地域等	
	防火地域等	防火地域・準防火地域・その他
法改正等の内容		
不適格条項	建築基準法 第 条 第 項 第 号 建築基準法施行令 第 条 第 項 第 号 第 条 第 項 第 号 第 条 第 項 第 号	
不適格の概要	* 必要に応じ図面等により説明してください。	
制限の緩和を受け ける根拠	建築基準法 第86条の7 第 項 建築基準法施行令 第137条の (政令の範囲内である理由)  * 必要に応じ図面等により説明してください。	

\* 緩和を受けようとする建築物について記載してください。

## 参 考 記 入 例

## 既存建築物等調書の記入例

事例 現在、敷地面積(300㎡)内に①一戸建住宅(延べ面積210㎡)と②車庫(延べ面積50㎡)が建っている。今回、住宅を一部解体(25㎡)を解体し、同時に増築(60㎡)を増築する。  
 なお、本計画以前に増築工事はないものとする。



1 建築主住所及び氏名		〇〇市〇〇町〇〇		立山 太郎			
2 敷地の位置	ア 地名・地番	〇〇市〇〇町〇〇					
	イ 用途地域	第一種住居地域	ウ 制限建ぺい率	60 %			
	エ 防火地域	なし	オ 制限容積率	200 %			
	カ その他の地区	なし					
3 工事種別							
増築・改築・移転							
4 建築物の用途		一戸建ての住宅		本申請以前の面積		本申請の増築等面積	
		基準時 (㎡)	ア 現在 (㎡)	イ 申請部分 (㎡)		合計 (㎡)	※増加率
		(H12年6月1日)	(R5年4月1日)	減	増	(ア+イ)	(%)
5 敷地面積		300.00	300.00			300.00	
6 建築面積		190.00	190.00		25.00	215.00	
7 床面積	不適格部分の床面積	210.00	210.00	25.00	60.00	245.00	
	その他の部分の床面積	50.00	50.00			50.00	
	計	260.00	260.00	25.00	60.00	295.00	
8 制限の緩和を受けようとする事項		法20条、法36条、法28条の2					
9 棟別概要	棟別用途	構造	基準時の床面積 (㎡)	ア 現在の床面積 (㎡)	イ 申請部分の床面積 (㎡)		計 (㎡)
					減	増	(ア+イ)
	一戸建ての住宅	木造	210.00	210.00	25.00	60.00	245.00
	車庫	木造	50.00	50.00			50.00
	合計			260.00	260.00	25.00	60.00
10 参考事項	調査者 氏名 薬師 次郎 資格 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 350001 号 (一級) 建築士事務所 (富山県) 知事登録第 (7)1000 号 建築士事務所名称 薬師一級建築士事務所 建築士事務所所在地 △△市△△町△△						

(注意) 1 1欄は、法人にあつてはその主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。  
 2 工作物にあつては、「建築」を「築造」と読み替えて記入してください。  
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。  
 注) 既存不適格に関する詳細については、別紙に記入してください。

(別紙)

別紙 2 (番号 2) 関係	基準時 (㎡)	ア 現在 (㎡)	イ 申請部分 (㎡)		合計 (㎡)	※増加率 (%)
	(H12年6月1日)	(R5年4月1日)	減	増		
5 敷地面積	300.00	300.00			300.00	
6 建築面積	190.00	190.00		25.00	215.00	
7 床面積	不適格部分の床面積	210.00	25.00	60.00	245.00	
	その他の部分の床面積	50.00			50.00	
	計	260.00	260.00	25.00	60.00	295.00

別紙 2 (番号 3) 関係	基準時 (㎡)	ア 現在 (㎡)	イ 申請部分 (㎡)		合計 (㎡)	※増加率 (%)
	(H15年7月1日)	(R5年4月1日)	減	増		
5 敷地面積	300.00	300.00			300.00	
6 建築面積	190.00	190.00		25.00	215.00	
7 床面積	不適格部分の床面積	210.00	25.00	60.00	245.00	
	その他の部分の床面積	50.00			50.00	
	計	260.00	260.00	25.00	60.00	295.00

別紙 2 (番号 4) 関係	基準時 (㎡)	ア 現在 (㎡)	イ 申請部分 (㎡)		合計 (㎡)	※増加率 (%)
	(R4年1月1日)	(R5年4月1日)	減	増		
5 敷地面積	300.00	300.00			300.00	
6 建築面積	190.00	190.00		25.00	215.00	
7 床面積	不適格部分の床面積	210.00	25.00	60.00	245.00	
	その他の部分の床面積	50.00			50.00	
	計	260.00	260.00	25.00	60.00	295.00

別紙 2 (番号 ) 関係	基準時 (㎡)	ア 現在 (㎡)	イ 申請部分 (㎡)		合計 (㎡)	※増加率 (%)
	( 年 月 日)	( 年 月 日)	減	増		
5 敷地面積						
6 建築面積						
7 床面積	不適格部分の床面積					
	その他の部分の床面積					
	計					

(別紙1) 過去の工事等の履歴

参考事例

1	工事種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 除却
	確認済証	<input checked="" type="checkbox"/> 富山県建築主事 <input type="checkbox"/> (財)富山県建築住宅センター <input type="checkbox"/> その他 ( ) 平成 10年 10月 12日 第00000号
	検査済証	<input checked="" type="checkbox"/> 富山県建築主事 <input type="checkbox"/> (財)富山県建築住宅センター <input type="checkbox"/> その他 ( ) 平成 11年 2月 8日 第00000号
	着工時期	平成 10年 10月
	添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 検査済証 (ない場合は <input type="checkbox"/> 確認済証 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本 <input type="checkbox"/> その他 ( ))
2	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 除却
	確認済証	<input type="checkbox"/> 富山県建築主事 <input type="checkbox"/> (財)富山県建築住宅センター <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年 月 日 号
	検査済証	<input type="checkbox"/> 富山県建築主事 <input type="checkbox"/> (財)富山県建築住宅センター <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年 月 日 号
	着工時期	年 月
	添付書類	<input type="checkbox"/> 検査済証 (ない場合は <input type="checkbox"/> 確認済証 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本 <input type="checkbox"/> その他 ( ))
3	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 除却
	確認済証	<input type="checkbox"/> 富山県建築主事 <input type="checkbox"/> (財)富山県建築住宅センター <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年 月 日 号
	検査済証	<input type="checkbox"/> 富山県建築主事 <input type="checkbox"/> (財)富山県建築住宅センター <input type="checkbox"/> その他 ( ) 年 月 日 号
	着工時期	年 月
	添付書類	<input type="checkbox"/> 検査済証 (ない場合は <input type="checkbox"/> 確認済証 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本 <input type="checkbox"/> その他 ( ))
(添付図書)		
<p>・既存建築物の図面（建築物の各部分について、過去の工事時期を明示してください。）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>配置図（必須）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>平面図（必須）</p> <p><input type="checkbox"/>立面図（必要に応じて）</p> <p>* これらの図書以外にも、基準時以前の技術的基準への適合を確かめるために必要な書類を 求めることがあります。</p>		
(備考)		

基準時	平成12年 6月 1日	
基準時における建築物の概要	主要用途	一戸建ての住宅
	延べ面積	210.00 m <sup>2</sup>
	階数	地上 2階、地下 0階
	構造	木造
	耐火建築物等	耐火建築物・準耐火建築物 ( ) ・その他
	用途地域等	第一種住居地域
	防火地域等	防火地域・準防火地域 ・その他
法改正等の内容	基礎の構造方法が明確化された。 木造建築物に関する仕様規定が改正された。	
不適格条項	建築基準法 第20条 第1項 第四号 第 条 第 項 第 号 建築基準法施行令 第38条 第3項 第 号 第46条 第4項 第 号 第47条 第1項 第 号	
不適格の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎の構造が国土交通大臣が定めた構造方法に適合していない</li> <li>・耐力壁や筋かいが国土交通大臣が定める基準に従って配置されていない</li> <li>・構造耐力上主要な部分である継手及び仕口に、国土交通大臣が定める構造方法（金物等）を用いていない。</li> </ul> <p>* 必要に応じ図面等により説明してください。</p>	
制限の緩和を受ける根拠	建築基準法 第86条の7 第1項 建築基準法施行令 第137条の2 第二号イ	<p>(政令の範囲内である理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増築に係る床面積が60.00 m<sup>2</sup>であり、基準時の床面積 (210.00 m<sup>2</sup>) の1/2以内</li> <li>・増築部分と既存部分がエキスパンションで構造上分離している。</li> <li>・増築後の建築物が、耐久性等関係規定に適合 (図面添付)</li> <li>・増築部分が令第3章 (第8節を除く。) の規定に適合。(土台、柱の小径、壁量計算等に関する図面添付)</li> <li>・既存部分が新耐震基準に適合 (確認済証、検査済証の写し添付)</li> <li>・既存部分が地震時を除き令第46条第4項の規定に適合 (壁量計算等に関する図面添付)</li> </ul> <p>* 必要に応じ図面等により説明してください。</p>

基準時	平成12年 6月 1日	
基準時における建築物の概要	主要用途	一戸建ての住宅
	延べ面積	210.00 m <sup>2</sup>
	階数	地上 2階、地下 0階
	構造	木造
	耐火建築物等	耐火建築物・準耐火建築物 ( )・その他
	用途地域等	第一種住居地域
	防火地域等	防火地域・準防火地域・その他
法改正等の内容	手すりの設置が義務化された。	
不適格条項	建築基準法 第36条 第 項 第 号 建築基準法施行令 第25条 第1項 第 号 第 条 第 項 第 号 第 条 第 項 第 号	
不適格の概要	・既存部分にある階段に手すりが設置されていない。  ＊ 必要に応じ図面等により説明してください。	
制限の緩和を受ける根拠	建築基準法 第86条の7 第3項 建築基準法施行令 (政令の範囲内である理由) ・階段が増築等をする部分以外の部分にあるため。  ＊ 必要に応じ図面等により説明してください。	



基準時	平成 15 年 7 月 1 日	
基準時における建築物の概要	主要用途	一戸建ての住宅
	延べ面積	210.00 m <sup>2</sup>
	階数	地上 2 階、地下 0 階
	構造	木造
	耐火建築物等	耐火建築物・準耐火建築物 ( ) ・その他
	用途地域等	第一種住居地域
	防火地域等	防火地域・準防火地域 ・その他
法改正等の内容	シックハウス対応基準が制定された。	
不適格条項	建築基準法 第 28 条の 2 第 1 項 第三号 建築基準法施行令 第 20 条の 8 第 1 項 第一号 第 条 第 項 第 号 第 条 第 項 第 号	
不適格の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存部分の居室に 24 時間換気扇が設置されていない。</li> </ul> <p>* 必要に応じ図面等により説明してください。</p>	
制限の緩和を受ける根拠	建築基準法 第 86 条の 7 第 3 項 建築基準法施行令 第 137 条の 15 (政令の範囲内である理由) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存部分の居室部分、かつ、24 時間換気の換気経路が増築部分と独立しているため。</li> </ul> <p>* 必要に応じ図面等により説明してください。</p>	

基準時	令和4年 1月 1日	
基準時における建築物の概要	主要用途	一戸建ての住宅
	延べ面積	210.00 m <sup>2</sup>
	階数	地上 2階、地下 0階
	構造	木造
	耐火建築物等	耐火建築物・準耐火建築物 ( ) ・その他
	用途地域等	第一種住居地域
	防火地域等	防火地域・準防火地域 ・その他
法改正等の内容	瓦屋根の緊結方法が改正された。	
不適格条項	建築基準法 第20条 第1項 第四号 建築基準法施行令 第39条 第2項 第号 第条 第項 第号 第条 第項 第号	
不適格の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根瓦の緊結が国土交通大臣が定めた構造方法に適合していない。</li> </ul> <p>* 必要に応じ図面等により説明してください。</p>	
制限の緩和を受ける根拠	<p>建築基準法 第86条の7 第1項 建築基準法施行令 第137条の2 第二号イ</p> <p>(政令の範囲内である理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増築部分の屋根ふき材が既存部分の屋根瓦と構造上分離しているため。</li> <li>・既存部分の屋根瓦が、軒及びけらばから2枚通りまでが1枚ごとに、その他の部分のうちむねにあっては1枚おきごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結されているため。</li> </ul> <p>* 必要に応じ図面等により説明してください。</p>	

\* 緩和を受けようとする建築物について記載してください。

【参考】法第 20 条第 1 項第四号の木造建築物チェックリスト

(事例 4 既存部分・増築部分について)

適用範囲			仕様規定	チェック
既存	増築			
○	○	耐久性等関係規定	令 37 条 : 構造部材の耐久	<input type="checkbox"/> 腐朽等しにくい材料 <input type="checkbox"/> 防腐等措置
			令 38 条 1 項 : 基礎の種類	<input type="checkbox"/> 布基礎 <input type="checkbox"/> べた基礎 <input type="checkbox"/> その他 ( )
			令 38 条 5 項 : 基礎くい	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当 ( <input type="checkbox"/> 安全性あり <input type="checkbox"/> その他)
			令 38 条 6 項 : 木ぐい	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当 ( <input type="checkbox"/> 常水面下 <input type="checkbox"/> その他)
			令 39 条 1 項 : 屋根ふき材等の緊結	<input type="checkbox"/> 屋根詳細図・外壁詳細図に示す
			令 39 条 4 項 : 特定天井	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当 ( <input type="checkbox"/> 安全性あり <input type="checkbox"/> その他)
			令 41 条 : 木材	<input type="checkbox"/> 欠点なし
			令 49 条 1 項 : 外壁内部等の防腐措置等 (防水)	<input type="checkbox"/> 防水紙使用 <input type="checkbox"/> その他 ( )
			令 49 条 2 項 : 同上 (地面から 1m 以内)	<input type="checkbox"/> 腐朽等しにくい材料 <input type="checkbox"/> 防腐等措置
-	○	その他の規定	令 38 条 2・3 項 : 基礎の構造方法	<input type="checkbox"/> 基礎詳細図に示す (H12 告示 1347 号による)
			令 39 条 2 項 : 屋根ふき材等の構造	<input type="checkbox"/> 屋根詳細図・外壁詳細図に示す (S46 告示 109 号)
			令 39 条 3 項 : 特定天井	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当 ( <input type="checkbox"/> 告示仕様 <input type="checkbox"/> 認定仕様)
			令 42 条 : 土台及び基礎	<input type="checkbox"/> 基礎詳細図に示す (柱・土台と基礎の緊結)
			令 43 条 : 柱の小径	<input type="checkbox"/> 柱部材リスト・平面図に示す
			令 44 条 : はり等の横架材	<input type="checkbox"/> 欠込み無し
			令 45 条 1・2 項 : 筋交の材料・寸法	<input type="checkbox"/> 部材リストに示す
			令 45 条 3 項 : 筋交端部の緊結	<input type="checkbox"/> 金物で緊結 <input type="checkbox"/> その他 ( )
			令 45 条 4 項 : 筋交の補強	<input type="checkbox"/> 欠込み無し <input type="checkbox"/> 補強無し
			令 46 条 1・4 項 : 構造耐力上主要な軸組	<input type="checkbox"/> 壁量と壁配置のチェック <input type="checkbox"/> 平面図に示す
			令 46 条 3 項 : 火打ち材・振止め	<input type="checkbox"/> 火打ち材使用 <input type="checkbox"/> 振止め有 <input type="checkbox"/> その他 (合板)
			令 47 条 : 継手又は仕口	<input type="checkbox"/> 継手仕口の金物リスト <input type="checkbox"/> 平面図に示す
○	-	昭和 56 年時の仕様規定 (耐久性等関係規定以外)	令 38 条 1・2 項 : 基礎の安全性	<input type="checkbox"/> 基礎詳細図に示す
			令 39 条 : 屋根ふき材等の構造	<input type="checkbox"/> 屋根詳細図・外壁詳細図に示す
			令 39 条の 2 : 屋上から突出する水槽等	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当 ( <input type="checkbox"/> 安全性有 <input type="checkbox"/> その他)
			令 42 条 1 項 : 土台及び基礎	<input type="checkbox"/> 基礎詳細図に示す (柱・土台と基礎の緊結)
			令 42 条 2 項 : 基礎の構造	<input type="checkbox"/> 基礎詳細図に示す (RC 造の布基礎等)
			令 43 条 : 柱の小径	<input type="checkbox"/> 柱部材リスト・平面図に示す
			令 44 条 : はり等の横架材	<input type="checkbox"/> 欠込み無し
			令 45 条 1・2 項 : 筋交の材料・寸法	<input type="checkbox"/> 部材リストに示す
			令 45 条 3 項 : 筋交端部の緊結	<input type="checkbox"/> 金物で緊結 <input type="checkbox"/> その他 ( )
			令 45 条 4 項 : 筋交の補強	<input type="checkbox"/> 欠込み無し <input type="checkbox"/> 補強無し
			令 46 条 1・3 項 : 構造耐力上主要な軸組	<input type="checkbox"/> 壁量と壁配置のチェック <input type="checkbox"/> 平面図に示す
			令 46 条 2 項 : 火打ち材・振止め	<input type="checkbox"/> 火打ち材使用 <input type="checkbox"/> 振止め有 <input type="checkbox"/> その他 (合板)
令 47 条 : 継手又は仕口	<input type="checkbox"/> 継手仕口の金物リスト <input type="checkbox"/> 平面図に示す			